

公益財団法人 全日本仏教会
加盟団体 各位

公益財団法人 全日本仏教会
理事長 池田 行信
〔公印省略〕

過去帳の税務調査における取扱いについて

謹啓 大寒の候 益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素より本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、多数の問い合わせが当会に來ております。

全日本仏教会では、社会・人権審議会における「諮問3 「過去帳」等の取扱いについて」に関連する案件として、令和6年12月25日に行われました第三回審議会にて、この問題について審議されました。その中で各ご寺院が問題に直面した時に、提示できるように当会顧問弁護士監修の提示文書を作成しお配りすることとなりました。

別紙文書をご活用していただけたら幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

合 掌

公益財団法人 全日本仏教会

加 盟 団 体 各 位

公益財団法人 全日本仏教会

理 事 長 池 田 行 信

[公印省略]

過去帳の税務調査における取扱いについて

国税庁等は各種税務調査にあたって質問検査権（国税通則法74条の2以下）を有しており、税務調査の際に税務署員がこの質問検査権を行使して宗教法人の保有する過去帳の開示を求めてくることがあります。税務署員は質問検査権に基づき物件の差押えをする等の強制力を行使することはできませんが、質問検査を正当な理由なく拒否すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される可能性があります。

もっとも、昭和57年11月17日、法務省人権擁護局長は、同和問題を背景として、全日本仏教会理事長宛てに「『過去帳』等の取扱いについて（要請）」（法務省権総務第427号）を発出し、「過去帳」等を身元調査に利用させることがないようにその適正な取扱いにつき末端までその趣旨が徹底されるよう、要請しています。また、国税庁長官「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」（平成24年9月12日付課総5-11ほか9課共同）には、「質問検査等の相手方となる者について、職務上の秘密についての守秘義務に係る規定（例：医師等の守秘義務）や調査等に当たり留意すべき事項に係る規定（例：宗教法人法第84条）が法令で定められている場合においては、質問検査等を行うに当たっては、それらの定めにも十分留意する」と記載されています。

過去帳は檀信徒のプライバシーや信仰の秘密に関わるものであり、宗教者の守秘義務（刑法134条2項の秘密漏示罪等）の対象となり得ます。また、宗教法人法84条は「宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に関して法令の規定による正当の権限に基づく調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と定めています。そのため、税務署員が過去帳を調査するに当たっては、十分な留意が必要とされます。

以上を踏まえると、質問検査権の行使があったとしても、宗教者としては上記事情を税務署員に対して説明し、原則として過去帳の開示を拒否すべきであり、過去帳を見なければ所得を把握することが不可能なやむを得ない事情が何かを税務署員に説明してもらうことが必要でしょう。また、仮に過去帳を開示する場合であっても、住職が過去帳の必要な部分のみを写した上で原本証明^(注)をして提示する等の配慮をすることが望まれます。

税務調査の場面において過去帳を開示しなければならない事態を避けるためには、各寺院において、日頃から会計帳簿をきちんとつけておき、過去帳を開示しなくても所得が把握できるような体制を整備しておくべきです。各寺院におかれましては、会計帳簿を適正に作成・保存していただきますよう、お願い申し上げます。

以上

(注)原本証明とは、原本を提出することができない書類の写しを提出する場合に、提出者において、その写しが原本と相違ないことを証明することをいいます。具体的には、過去帳の必要部分を住職において写した上で、「この写しは原本と相違ないことを証明します。」等の文言、証明日、寺院の名称及び住職の氏名を記載して押印する方法が考えられます。

本文は、当会顧問弁護士 長谷川法律事務所監修によるものです。